

保安規定審査基準規則要求と保安規定改定案の対比表

(新) 試験炉規則 (2020/4/1 施行)	(新) 試験炉保安規定審査基準 (2020/2/5 確定)	原子炉施設保安規定 (下線部: 変更箇所)
<p>(保安規定)</p> <p>第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあっては、その船舶）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p>		
<p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 1 号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>(保安指示書)</p> <p>第 17 条 所長は、原子炉施設の点検、運転及び操作、核燃料物質等の取扱い、非常の場合に講ずべき処置その他原子炉施設の取扱いについて、この規定に定めるもののほか、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安指示書（以下「保安指示書」という。）を定める。</p> <p>2 前項の保安指示書を定めるに当たっては、所長は、安全委員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 保安指示書の変更については、前項の規定を準用する。</p> <p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第 159 条の 5 所長は、品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>一 品質方針及び品質目標</p> <p>二 品質マネジメントシステムを規定する品質マネジメント計画書</p> <p>三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>四 品質マネジメント計画書に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第 166 条 所長は、品質マネジメント計画書に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の方法を、各部室長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメント文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の明確化</p>

		<p>(3) 品質マネジメントシステムに必要な記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関して必要な管理</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部室長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p>
	<p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第159条の6 所長は品質マネジメント計画書に次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>三 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>五 プロセスの相互関</p> <p>2 所長は、品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関して定める手続きに従って、品質マネジメント文書の管理を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内部監査責任者、各部室長(以下「各部室長等」という。)に対し、品質マネジメント計画書に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質マネジメントシステムを、それぞれの役割に応じて、実施させる。</p> <p>4 所長は、品質保証責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について所長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5 品質保証責任者は、品質マネジメントシステムに関する管理業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>(保守業務の実施)</p> <p>第158条 原子炉施設に係る経年劣化した部品の取り替え、機器の修理、機器の点検、機器の特性測定等の業務であって前2条に規定する改造等以外の業務(以下「保守業務」という。)については、これを分掌する部の部長が実施する。</p> <p>2 前項の保守業務を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(マネジメントレビュー)</p>

		<p>第159条の4 所長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項のマネジメントレビューの結果を受けて、次に掲げる事項について決定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</li> <li>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</li> <li>三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</li> <li>四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</li> <li>五 関係法令の順守に関する改善</li> </ul> <p>3 所長は、前項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 学長は、マネジメントレビューの結果について所長に報告させ、京都大学として、第三項の事項について必要な措置を講じる。</p>
<p>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理規則第四条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第23条第1項又は第26条第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p>	<p><u>（原子力の安全のためのリーダーシップ）</u></p> <p>第159条 学長は、原子力の安全のため、品質マネジメントシステムを総理することにおいてリーダーシップを発揮し、責任を持って所長に同システムの統括をさせなければならない。</p> <p>2 所長は原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、統括者としての責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 品質方針を定めること。</li> <li>二 品質目標が定められているようにすること。</li> <li>三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</li> <li>四 第159条の4に規定するマネジメントレビューを実施すること。</li> <li>五 資源を利用できる体制を確保すること。</li> <li>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を品質マネジメントシステムに係る組織に属して保安活動を実施する者（以下、要員という。）に周知すること。</li> <li>七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</li> <li>八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</li> </ul> <p><u>（品質方針）</u></p> <p>第159条の2 所長は品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなけれ</p>

		<p>ばならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</li> <li>二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に所長が責任を持って関与すること。</li> <li>三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</li> <li>四 所員に周知され、理解されていること。</li> <li>五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に所長が責任を持って関与すること。</li> </ul>
	<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成・維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、試験研究用等原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>	<p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第159条の6 所長は品質マネジメント計画書に次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</li> <li>二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</li> <li>三 品質マネジメントシステムの適用範囲</li> <li>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</li> <li>五 プロセスの相互関係</li> </ul>
	<p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第159条の6 所長は品質マネジメント計画書に次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</li> <li>二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</li> <li>三 品質マネジメントシステムの適用範囲</li> <li>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</li> <li>五 プロセスの相互関係</li> </ul>
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第159条の6 所長は品質マネジメント計画書に次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</li> <li>二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</li> <li>三 品質マネジメントシステムの適用範囲</li> <li>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</li> <li>五 プロセスの相互関係</li> </ul>
	<p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第 46 条第 1 項及び品質管理基準規則解釈第 46 条 1 の規定に基づき、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることとしてもよい。</p>	<p>(内部監査責任者及び内部監査委員会)</p> <p>第13条 品質マネジメントシステムについて次に掲げる事項への適合性を確認するため、研究所に、内部監査責任者及び内部監査委員会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 品質マネジメント計画書の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る</li> </ul>

		<p>要求事項</p> <p>二 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>2 内部監査責任者は、研究所の教授又は准教授のうちから、所長が命じ、内部監査委員会の長となる。</p> <p>3 内部監査委員会の委員は、内部監査責任者の申出に基づき、所長が命ずる。</p> <p>4 内部監査委員会の議事の運営について必要な事項は、内部監査委員会が定める。</p> <p>(品質マネジメント計画書)</p> <p>第159条の6 所長は品質マネジメント計画書に次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>三 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>五 プロセスの相互関係</p>
三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 3 号</p> <p>試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>第2章 組織及び職務(第3条-第17条)</p> <p>(省略)</p>
四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 4 号</p> <p>試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に関し、保安の監督を行う試験研究用等原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p>	<p>(原子炉主任技術者)</p> <p>第 11 条 研究炉及び臨界装置の運転に関して保安の監督を行わせるため、研究所に、研究炉及び臨界装置のそれぞれについて各 1 名の原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を置く。</p> <p>2 主任技術者は、所員で、原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、所長の申出に基づき学長が命ずる。</p> <p>3 主任技術者は、第 1 項の職務に関し、それぞれ研究炉又は臨界装置の運転に従事する職員及びこれらの装置を実験に使用する者に対し保安上必要な指示を与えるほか、保安上必要な措置の実施について、所長に意見を申し出るものとする。</p> <p>4 主任技術者が旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合にその職務を代行させるため、第 2 項に定める要件を備える者のうちから、あらかじめ、所長の申出に基づき学長が命ずる主任技術者の代行者を置くことができる。</p> <p>5 主任技術者は、代行者に職務を代行させるに当たっては、研究炉及び臨界装置の運転に関して保安の監督に支障が生じないよう、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 学長は主任技術者若しくはその代行者を選任又は解任した場合、その日から 30 日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p>
	2. 試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことが	(原子炉主任技術者)

	<p>できるようにするため、原子炉等規制法第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>第 11 条 2 主任技術者は、所員で、原子炉主任技術者免状を有する者のうちから、所長の申出に基づき学長が命ずる。</p> <p>（運転従事者等の義務） 第 16 条 研究炉及び臨界装置の運転に従事する者並びにこれらの装置を実験に使用する者は、当該主任技術者及び放射線取扱主任者が当該保安のためにする指示に従わなければならない。</p> <p>別図第 1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織</p>
	<p>3. 特に、試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所内の保安組織から試験研究用等原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>別図第 1 保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織</p>
<p>五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 5 号 保安教育 1. 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉施設を利用する者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員等」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p>	<p>（教育訓練の実施方針） 第 130 条 所長は、原子炉施設に係る安全及び作業員等に係る放射線安全を確保するため、教育訓練を実施する。 2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度毎に作成し（以下「年度教育訓練実施計画」という。）、当該主任技術者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。 3 中央管理室長は、前項の年度教育訓練実施計画の作成に当たっては、放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練は別表第 18、研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練は別表第 19、部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練は別表第 20、品質マネジメントシステムに係る教育は別表第 21 に基づかなければならない。 4 年度教育訓練実施計画を年度途中に変更する必要がある場合の手続きは、第 2 項に準じるものとする。</p>
<p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 (2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (3) 放射線管理に関すること。 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 (5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>2. 保安教育の内容に関して、以下の事項が定められていること。 (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。 (2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (3) 放射線管理に関すること。 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。 (5) 非常時の場合に講ずべき処置に関すること。 (6) その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>別表第 18 放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練（省略）  別表第 19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練（省略）  別表第 20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準（省略）</p>

<p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>		
	<p>3. 従業員等について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p>(教育訓練の実施方針)  第130条 所長は、原子炉施設に係る安全及び作業等に係る放射線安全を確保するため、教育訓練を実施する。  2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度毎に作成し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、当該主任技術者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。  3 中央管理室長は、前項の年度教育訓練実施計画の作成に当たっては、放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練は別表第18、研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練は別表第19、部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練は別表第20、品質マネジメントシステムに係る教育は別表第21に基づかなければならない。  4 年度教育訓練実施計画を年度途中に変更する必要が生じた場合の手続きは、第2項に準じるものとする。</p>
	<p>4. 従業員等について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p>(教育訓練の実施記録)  第138条 第131条から前条までに定める教育訓練を実施した者は、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び教育訓練を受けた者の氏名を記した教育訓練実施報告書を中央管理室長に提出しなければならない。</p>
	<p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>(教育訓練の実施方針)  第130条 所長は、原子炉施設に係る安全及び作業等に係る放射線安全を確保するため、教育訓練を実施する。  2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度毎に作成し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、当該主任技術者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。  3 中央管理室長は、前項の年度教育訓練実施計画の作成に当たっては、放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練は別表第18、研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練は別表第19、部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練は別表第20、品質マネジメントシステムに係る教育は別表第21に基づかなければならない。  4 年度教育訓練実施計画を年度途中に変更する必要が生じた場合の手続きは、第2項に準じるものとする。</p> <p>別表第18 放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練  別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置運転員に対する教育訓練  別表第20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準  別表第21 品質マネジメントシステムに係る教育</p>
<p>六 試験研究用等原子炉施設の運転に関することで</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで</p>	<p>(運転の当直)</p>

<p>あって、次に掲げるもの。</p> <p>イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</p> <p>ロ 運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</p> <p>ハ 異状があった場合の措置に関すること(第十四号に掲げるものを除く。)</p>	<p>試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 試験研究用等原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p>第19条 前条第2項第3号に規定する運転班の業務を交替して行わせるため、研究炉部長は、運転主任を含む運転班の班員3名以上に研究炉の当直運転を命ずるものとする。ただし、出力が1000kWを超える運転を行う場合においては、当直運転を命ぜられた運転主任(以下この章において「当直運転主任」という。)及び当直運転を命ぜられたその他の運転班員(以下この章において「当直運転員」という。)に加え、2名以上の要員(以下「事故対応要員」という。)に設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る研究炉の保全に関する措置を命ずるものとする。</p> <p>2 当直運転主任は、当直運転員を指揮し、研究炉の制御台操作及び機器の点検、研究炉用燃料要素等の取扱い、連絡業務、記録、炉心照射試料の出し入れの操作を行うものとする。</p> <p>3 制御台操作を行う者(以下この章において「制御台操作員」という。)は、常に研究炉制御室にあって、制御台操作及び機器の監視を行い、その他の当直運転員は、計装盤の操作、機器の点検、記録の作成及び連絡業務を行うものとする</p> <p>(運転の当直)</p> <p>第58条 臨界装置部長は、臨界装置の運転その他の業務を交替して行わせるため、第132条による教育を受けた部員2名以上に、臨界装置の当直運転を命ずるものとする。この場合において、部員のうち1名を当直運転主任として、他の者を当直運転員として命ずるものとする。なお、当直運転員の内1名は放射線管理業務を行うものとして指命するものとする。また、臨界装置部長は、部員以外の訓練運転修了者に当直運転を命ずることができる。</p> <p>2 前項の当直運転主任は、当直運転員を指揮し、臨界装置の制御台操作及び機器の点検、臨界装置用燃料要素等の取扱い、連絡業務、記録等を行うものとする。</p> <p>3 制御台操作員は、常に臨界装置制御室にあって、制御台操作及び機器の監視を行い、その他の当直運転員は、計装盤の操作、機器の点検、記録の作成及び連絡業務を行うものとする。</p>
	<p>2. 試験研究用等原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>(保安指示書)</p> <p>第17条 所長は、原子炉施設の点検、運転及び操作、核燃料物質等の取扱い、非常の場合に講ずべき処置その他原子炉施設の取扱いについて、この規定に定めるもののほか、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安指示書(以下「保安指示書」という。)を定める。</p> <p>2 前項の保安指示書を定めるに当たっては、所長は、安全委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 保安指示書の変更については、前項の規定を準用する。</p>
	<p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p>	<p>(運転の交替)</p> <p>第41条 当直運転主任は、研究炉の運転の交替に当たっては、後任の当直運転</p>



		<p>主任に、次の各号に掲げる事項について引継ぎを行わなければならない。</p> <p>(1) 鍵、運転記録及び運転報告書</p> <p>(2) 運転の状況及び異常が認められた場合には、その異常の状況</p> <p>(運転の交替)</p> <p>第81条 当直運転主任は、臨界装置の運転の交替に当たっては、後任の当直運転主任に、次の各号に掲げる事項について引継ぎを行わなければならない。</p> <p>(1) 運転のために必要な鍵、運転記録及び運転報告書</p> <p>(2) 運転の状況及び異常が認められた場合には、その異常の状況</p>
	<p>4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 運転上の遵守事項に関すること。</p> <p>(2) 運転計画及び運転許可に関すること。</p> <p>(3) 起動前及び停止後の措置に関すること。</p> <p>(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。</p> <p>(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。</p>	<p>第3章（研究炉の取扱い）</p> <p>第4章（臨界装置の取扱い）</p>
	<p>5. 臨界実験装置については、以下の事項が定められていること。</p> <p>(1) 燃料体、減速材、反射材等（以下「燃料体等」という。）の配置及び配置替えに伴う炉心特性の算定及びその結果の承認に関すること。</p>	<p>(新配置の炉心の特性測定)</p> <p>第87条 臨界装置部長は、新配置の炉心を組んだときは、そのつど、その炉心に係る次の各号に掲げる事項について、特性測定を行わなければならない。ただし、第5号に掲げる事項については、臨界装置主任技術者が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 臨界量</p> <p>(2) 過剰反応度</p> <p>(3) 制御棒及び非常用制御設備の反応度抑制効果</p> <p>(4) 反応度添加率</p> <p>(5) 遮蔽効果</p> <p>(6) その他臨界装置主任技術者の必要と認める事項</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第89条 臨界装置本体を使用して実験を行おうとする者及び第87条の特性測定、機器の調整又は検査のために運転を必要とする者は、KUCA実験記録等の使用申込書を提出して、臨界装置主任技術者の承認を受けたのち、所長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の許可を与えるに当たっては、安全委員会の審議を経なければならない。ただし、当該使用に係る実験が既に安全に実施された実験と比較して、より安全であるか、又は極めて類似した条件の実験であると臨界装置主任技術者が認めた場合は、この限りでない。</p>

		<p>3 第1項の許可を与えるに当たっては、安全のため必要な使用上の制限条件を付することができる。</p>
	<p>6. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>(火災の場合の処置)</p> <p>第147条 中央管理室長は、原子炉施設内に火災が発生したとき、又は原子炉施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼防止の処置を所員に指示し、直ちに消防署に通報するとともに、所長に報告しなければならない。なお、研究炉又は臨界装置の運転中にあつては、当該当直運転主任にも報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた所長は、直ちに、所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>3 第1項の報告を受けた当直運転主任は、直ちに研究炉及び臨界装置を停止するとともに、その旨を中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は、第1項の消火又は延焼防止の処置を指示するに当たっては、汚染の拡大等二次災害を防止する観点からの確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、各部長又は当該主任技術者等も、この指示をすることができる。</p> <p>5 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止エリアを定め、管理を行い、予防散水のための手順を定めなければならない。</p> <p>(地震の場合の処置)</p> <p>第148条 研究炉及び臨界装置の当直運転主任は、事故を引き起こすおそれのある地震を感じたとき、又は 敷地内において震度4以上の地震があった場合は、直ちに研究炉及び臨界装置を停止してその確認をするとともに、中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた中央管理室長は、所長にこれを報告するとともに、各部長に連絡しなければならない。</p> <p>3 前項の連絡を受けた各部長は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を中央管理室長を経て、所長に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた所長は、その結果を所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>5 研究炉又は臨界装置が停止中であるときに、敷地内において震度4以上の地震があった場合は、前3項に準ずる処置をとるものとする。</p> <p>(その他の天災地変等の場合の処置)</p> <p>第149条 中央管理室長は、風(台風、竜巻、積雪、落雷、降下火砕物、凍結その他の天災地変等)によって、原子炉施設に重大な損傷を受けるおそれがあると認めるときは、研究炉及び臨界装置の運転中にあつては当該部長に対し、運転の停止を指示しなければならない。</p> <p>2 前項の指示を行った中央管理室長は、所長にこれを報告するとともに、各部長</p>

		<p>及び主任技術者に連絡しなければならない。</p> <p>3 中央管理室長及び各部長は、必要に応じ、原子炉施設に対する 影響を低減させる措置を講じなければならない。</p> <p>4 各部長は、原子炉施設の状況を点検し、その結果を中央管理室長を経て、所長に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた所長は、必要に応じ、その結果を所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>6 研究炉又は臨界装置が停止中であるときは、前4項に準ずる処置をとるものとする。</p>
<p>二 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 6 号ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安に関する重要事項及び試験研究用等原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子炉安全委員会)</p> <p>第6条 <u>所長の諮問を受け、原子炉施設の運転、利用、定期的な評価、その他の保安活動及び品質マネジメントシステムに関する重要事項を審議するため、研究所に、原子炉安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 安全委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学内外の学識経験者のうちから、所長の委嘱する者 若干名</p> <p>(2) 第11条に規定する研究炉及び臨界装置の各原子炉主任技術者</p> <p>(3) 別に定める研究所の放射線取扱主任者(以下「放射線取扱主任者」という。)</p> <p>(4) 第12条に規定する品質保証責任者</p> <p>3 所長は、安全委員会を招集し、第7条に規定する安全管理本部長が議長となる。</p> <p>4 安全管理本部長は審議の結果をまとめ、所長に答申する。</p> <p>5 <u>所長は安全委員会の審議結果を尊重しなければならない。</u></p> <p>6 安全委員会の議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p>
<p>七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 7 号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第104条 研究所における次の各号の一に該当する区域を管理区域として設定するものとする。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量が、3月間につき 1.3 mSv を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、炉規則第8条第1項第2号に定める空気中濃度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(3) 放射性物質の表面密度が炉規則第7条第1号ハに定める表面密度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、外部放射線により被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摂取するおそれのあるときは、外部放射線に係る線量の第1号に規定する線量に対する割合と空気中の放射性物質の濃度の第2号に規定する濃度に対する割合の和が1を超え、又は超えるおそれのある区域</p>

		<p>(5) その他、主任技術者又は放射線取扱主任者が、放射線による放射線障害の防止のために必要と認めた区域</p> <p>2 管理区域は、次の各号に掲げる施設とし、それぞれの位置及び設定の範囲は、別図第2から第8-2までに示すとおりとする。</p> <p>(1) 研究炉炉室</p> <p>(2) 中性子導管実験室の中性子捕獲放射線占有区画</p> <p>(3) 研究炉の排気機械室及び排気口</p> <p>(4) 30m<sup>3</sup>タンク</p> <p>(5) 使用済燃料プール室</p> <p>(6) ホットケーブル地下室</p> <p>(7) 新燃料貯蔵室</p> <p>(8) 使用済燃料室(管理室を除く。)</p> <p>(9) 臨界装置の炉室及び燃料室</p> <p>(10) 臨界装置の排気機械室及び排気口</p> <p>(11) 臨界装置の廃液タンク</p> <p>(12) 臨界装置の総合測定室</p> <p>(13) 放射性廃棄物処理施設</p> <p>(14) 固形廃棄物倉庫</p> <p>(15) 倉庫の物品保管室( I )</p> <p>3 放射線管理部長は、管理区域のうち被ばく線量が1週間につき 1mSvを超え又は超えるおそれのある場所について、人の立入りを制限し、又は立入時間を制限するため、標識及びさく等を設けた立入制限区域を設定することができる。</p> <p>4 管理区域については、中央管理室長は、壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識等を設けることによる人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の処置をしなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は、管理区域を解除する場合は、第1項第1号から第5号までに掲げる区域のいずれにも該当していないことを確認しなければならない。</p> <p>別図第2～別図第8-2</p>
	<p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第104条 研究所における次の各号の一に該当する区域を管理区域として設定するものとする。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量が、3月間につき 1.3 mSv を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、炉規則第8条第1項第2号に定める空気中濃度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(3) 放射性物質の表面密度が炉規則第7条第1号ハに定める表面密度限度の10分の1を超え、又は超えるおそれのある区域</p>

		<p>(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、外部放射線により被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摂取するおそれのあるときは、外部放射線に係る線量の第1号に規定する線量に対する割合と空気中の放射性物質の濃度の第2号に規定する濃度に対する割合の和が1を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(5) その他、主任技術者又は放射線取扱主任者が、放射線による放射線障害の防止のために必要と認めた区域</p> <p>(飲食等の禁止)</p> <p>第114条 管理区域では、飲食及び喫煙をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、研究炉制御室内においての飲食についてはこの限りでない。この場合において、放射性物質を経口摂取するおそれをなくするため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 研究炉制御室に立ち入る者は、手足、衣服及び携行物品に放射能汚染のないことを確認すること。</p> <p>(2) 放射線管理部長は、1週間ごとに研究炉制御室内の器物の表面密度の測定を行い、又炉室内の空気における放射性物質の濃度を監視することにより、研究炉制御室内での飲食によって放射性物質を経口摂取するおそれのないことを確認すること。</p>
	<p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第104条</p> <p>3 放射線管理部長は、管理区域のうち被ばく線量が1週間につき1mSvを超え又は超えるおそれのある場所について、人の立入りを制限し、又は立入時間を制限するため、標識及びさく等を設けた立入制限区域を設定することができる。</p>
	<p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域への立入り)</p> <p>第110条 管理区域に立ち入ろうとする者は、放射線管理部長が放射線障害の防止のために行う指示に従わなければならない。</p> <p>2 立入制限区域に立ち入ろうとする者は、放射線管理部長の承認を得、かつ、放射線管理部長が放射線障害の防止のために行う指示に従わなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせるときは、放射線業務従事者の一人に立ち合わせなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、管理区域の出入りに、放射線防護に関する注意事項の掲示を行わなければならない。</p>
	<p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p>	<p>(管理区域からの退出)</p> <p>第112条 管理区域から退出しようとする者は、次の各号に掲げる処置をして退出しなければならない。</p>

		<p>(1) 保護具を取り外すこと。</p> <p>(2) 手洗いその他必要な除染を行うこと。</p> <p>(3) 手足及び保護具の汚染を検査し、表面密度が炉規則第7条第1号二に定める限度を超える汚染のある場合には、除染のため必要な処置をすること。</p>
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	<p>(管理区域への立入り) 第110条 (省略)</p> <p>(管理区域からの退出) 第112条 (省略)</p>
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	<p>(物品の持出し) 第113条 表面密度が炉規則第7条第1号二に定める限度を超える物品を管理区域から持ち出してはならない。</p> <p>2 原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に使用した物品を管理区域から持ち出そうとする者は、放射線管理部長に申し出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、前項の承認を与えるに当たっては、その物品の放射性物質の表面密度の測定を行い、第1項の基準以下であることを確認するとともに、放射線障害の防止上支障のないことを確認しなければならない。</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬) 第25条 研究炉用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員が、管理班の班員(以下「管理班員」という。)及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量当量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの管理班員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)</p>

		<p>第28条 研究炉の運転等によって発生した核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。)の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものを含む。)について運搬を担当する部及び室の長(以下「運搬担当部長」という。)は、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 運搬を担当する部員及び室員(以下、運搬担当部室員という。)は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、運搬担当部長、中央管理室長、研究炉部長、放射線管理部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた中央管理室長は、研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第64条 臨界装置用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員は、臨界装置部員及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの臨界装置部員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)</p> <p>第65条 臨界装置の運転等によって発生した核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。)の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)について、運搬担当部長は、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>3 運搬担当部室員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合に</p>
--	--	---

		<p>は、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、運搬担当部長、中央管理室長、臨界装置部長、放射線管理部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた中央管理室長は、臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の収集)</p> <p>第97条 放射線管理部長は、前条の規定により必要な措置がとられた放射性廃棄物の、放射性廃棄物処理場又は第1、第2固形廃棄物倉庫(以下「固形廃棄物倉庫」と総称する。)への収集の必要を認めたときは、放射性廃棄物処理部長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物処理部長は、前項の通知を受けたときは、当該放射性廃棄物について前条に定める必要な処置がなされていることを確認のうえ、遅滞なく放射性廃棄物処理場又は固形廃棄物倉庫に収集しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の<u>研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)</u>について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物処理部員は、放射性廃棄物の運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、付近の交通を遮断する等の応急の措置を講じるとともに、放射性廃棄物処理部長、中央管理室長、放射線管理部長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた中央管理室長は、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>
	<p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第107条 保全区域は、次の各号に掲げる施設又は設備とし、それぞれの位置及び設定の範囲は、別図第9に示すとおりとする。</p> <p>(1) 原子炉棟の保健物理室、給気機械室、空調コントロール室、電気機械室及び非常用発電機室</p> <p>(2) 研究炉の2次冷却水系統施設</p> <p>(3) 取水、浄水及び給水施設</p> <p>(4) 高架水槽</p> <p>(5) 使用済燃料室の管理室</p> <p>(6) 臨界装置の制御室、機械室及び電気室</p> <p>(7) 中央管理室</p> <p>(8) 緊急資材庫</p>



		<p>(9) 40トン水タンク  (10) 放射性廃棄物処理棟の管理室  (11) 中央観測所</p> <p>2 前項の保全区域については、中央管理室長は、当該施設の出入り口その他の目につきやすい場所に所定の標識を設け、人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の処置をしなければならない。</p> <p>別図第9 保全区域</p>
	<p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第108条 周辺監視区域は、別図第10に示す区域とする。</p> <p>2 前項の周辺監視区域については、中央管理室長は、次の各号に掲げる処置をしなければならない。ただし、坊主池の水面上の区域については、この限りでない。</p> <p>(1) 境界に所定の標識を設けること。  (2) 人の居住を禁止すること。  (3) 業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限すること。  (4) その他研究炉若しくは臨界装置の主任技術者又は放射線取扱主任者の申出に基づき中央管理室長が保安上必要と認めること。</p> <p>別図第10 周辺監視区域</p>
	<p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>(管理区域への立入り)</p> <p>第110条 管理区域に立ち入ろうとする者は、放射線管理部長が放射線障害の防止のために行う指示に従わなければならない。</p> <p>2 立入制限区域に立ち入ろうとする者は、放射線管理部長の承認を得、かつ、放射線管理部長が放射線障害の防止のために行う指示に従わなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、一時立入者を管理区域に立ち入らせるときは、放射線業務従事者の一人に立ち合わせなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、管理区域の出入り口に、放射線防護に関する注意事項の掲示を行わなければならない。</p> <p>(保護具の着用、放射線測定器の携行)</p> <p>第111条 管理区域に立ち入ろうとする者は、所定の保護具を着用し、かつ、所定の個人放射線測定器を携行しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、放射線管理部長は、複数の一時立入者を見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者に個人放射線測定器を着用させることで被ばく管理することができる。</p> <p>(管理区域からの退出)</p> <p>第112条 管理区域から退出しようとする者は、次の各号に掲げる処置をして退</p>

		<p>出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護具を取り外すこと。</li> <li>(2) 手洗いその他必要な除染を行うこと。</li> <li>(3) 手足及び保護具の汚染を検査し、表面密度が炉規則第7条第1号ニ定める限度を超える汚染のある場合には、除染のため必要な処置をすること。</li> </ol> <p>(飲食等の禁止)</p> <p>第114条 管理区域では、飲食及び喫煙をしてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、研究炉制御室内においての飲食についてはこの限りでない。この場合において、放射性物質を経口摂取するおそれをなくすため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究炉制御室に立ち入る者は、手足、衣服及び携行物品に放射能汚染のないことを確認すること。</li> <li>(2) 放射線管理部長は、1週間ごとに研究炉制御室内の器物の表面密度の測定を行い、又炉室内の空気中における放射性物質の濃度を監視することにより、研究炉制御室内での飲食によって放射性物質を経口摂取するおそれのないことを確認すること。</li> </ol> <p>3 放射線管理部長は、前項第2号の確認において経口摂取するおそれが発生した場合には、応急の処置をとるとともに、直ちに中央管理室長、研究炉主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は前項の報告を受けた時は原因調査と原因の除去を行うとともに、所長、研究炉主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(被ばく管理の基本方針)</p> <p>第115条 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者の放射線による被ばくをできる限り少なくするように努めなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者の線量を、通常時において、放射線業務従事者については1 mSv/週以下、及び一時立入者については0.1 mSv/週以下にできるように被ばく管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の被ばく量を超えた場合、放射線管理部長は、中央管理室長、当該主任技術者及び放射線取扱主任者と協議のうえ、放射線業務従事者にあつては年間の実効線量が50 mSvを超えないように、一時立入者にあつては1 mSvを超えないように、立入りに関する時間の制限又は禁止の措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、被ばく線量が一週間につき1 mSvを超えるおそれのある作業のとき、放射線障害の防止のための指示をしなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、所員等以外の放射線業務従事者が管理区域内で作業を行う場合、放射線防護に必要な資料の提供等の措置を講じなければならない。</p>
--	--	---

<p>八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 8 号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p>	<p>(排水) 第 101 条 3 放射線管理部長は、別表第 16 の 4 に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>(排気) 第 102 条 3 放射線管理部長は、別表第 16 の 4 に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>別表第 16 の 4 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定</p>
	<p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 17 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 10 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(機器の管理) 第 50 条の 4 研究炉部長、放射線管理部長又は中央管理室長は、別表第 15 の 2 に定める研究炉に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(機器の管理) 第 93 条の 3 臨界装置部長、中央管理室長又は放射線管理部長は、別表第 16 の 2 に定める臨界装置に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(機器の管理) 第 102 条の 2 放射性廃棄物処理部長及び放射線管理部長は、別表第 16 の 3 に定める放射性廃棄物の廃棄に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>別表第 15 の 2 研究炉に係る機器 別表第 16 の 2 臨界装置に係る機器 別表第 16 の 3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器</p>
<p>九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 9 号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p>	<p>(線量の管理) 第 116 条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が、次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするため、管理区域への立入時間を制限し、有効な遮蔽を設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について イ 1 年間(4月1日を始期とする。以下同じ。)につき 50 mSv ロ 平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 mSv</p>

		<p>ハ 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者並びに次の二に規定する者を除く。)については、前イ、ロに規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき 5 mSv</p> <p>ニ 妊娠中である女子については、前イ、ロに規定するほか、本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv</p> <p>(2) 等価線量について次のとおりとする。</p> <p>イ 眼の水晶体については、1年間につき 150 mSv</p> <p>ロ 皮膚については、1年間につき 500 mSv</p> <p>ハ (1)の二に規定する女子の腹部表面については、同期間につき 2 mSv</p> <p>2 放射線管理部長は、放射線業務従事者の被ばくの結果について、定期的に主任技術者及び放射線取扱主任者に報告し、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。また、一時立入者の被ばくの結果について、立入りのつど放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>3 放射線業務従事者及び一時立入者は、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合には、直ちに放射線管理部長に届け出なければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、放射線業務従事者及び一時立入者が、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくした場合、直ちに中央管理室長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は前項の報告を受けた場合、当該年度の放射線作業の禁止等の措置をとらなければならない。</p>
	<p>2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条</p> <p>3 前2項の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会のALARAの精神に則り、この規定に定められた事項を遵守し、適切な品質マネジメントの考えのもと保安活動を実施する。</p> <p>(排水)</p> <p>第101条</p> <p>2 放射線管理部長は、ALARA の精神に則り、排水を管理しなければならない。</p> <p>(排気)</p> <p>第102条</p> <p>2 放射線管理部長は、ALARA の精神に則り、排気を管理しなければならない。</p>
	<p>3. 試験炉規則第7条に基づく床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明</p>	<p>(管理区域内の線量等の監視)</p>

	<p>確な基準が定められていること。</p>	<p>第117条 放射線管理部長は、管理区域内の常時人が立ち入る場所における次の各号に掲げる事項を監視し、それらが当該各号に定める限度を超えないよう必要な指示をしなければならない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率 20 <math>\mu</math> Sv/h</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度          気体状の放射性物質の濃度 100 mBq/cm<sup>3</sup>          ただし、臨界集合体棟の管理区域については 600 mBq/cm<sup>3</sup>          アルファ線を放出するダスト状の放射性物質の濃度 370nBq/cm<sup>3</sup>          ただし、臨界集合体棟の管理区域については 2 <math>\mu</math> Bq/cm<sup>3</sup>          アルファ線を放出しないダスト状の放射性物質の濃度 10 <math>\mu</math> Bq/cm<sup>3</sup></p> <p>(3) 放射性物質の表面密度          アルファ線を放出する放射性物質については 4 Bq/cm<sup>2</sup>          アルファ線を放出しない放射性物質については 40 Bq/cm<sup>2</sup></p> <p><u>2 放射線管理部長は前項の監視を行うために別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</u></p>
	<p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域内の線量等の監視)</p> <p>第117条 放射線管理部長は、管理区域内の常時人が立ち入る場所における次の各号に掲げる事項を監視し、それらが当該各号に定める限度を超えないよう必要な指示をしなければならない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率 20 <math>\mu</math> Sv/h</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の濃度          気体状の放射性物質の濃度 100 mBq/cm<sup>3</sup>          ただし、臨界集合体棟の管理区域については 600 mBq/cm<sup>3</sup>          アルファ線を放出するダスト状の放射性物質の濃度 370nBq/cm<sup>3</sup>          ただし、臨界集合体棟の管理区域については 2 <math>\mu</math> Bq/cm<sup>3</sup>          アルファ線を放出しないダスト状の放射性物質の濃度 10 <math>\mu</math> Bq/cm<sup>3</sup></p> <p>(3) 放射性物質の表面密度          アルファ線を放出する放射性物質については 4 Bq/cm<sup>2</sup>          アルファ線を放出しない放射性物質については 40 Bq/cm<sup>2</sup></p> <p><u>2 放射線管理部長は前項の監視を行うために別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</u></p> <p>(研究所周辺の環境に関する測定)</p> <p>第119条 放射線管理部長は第101条における排水中、及び第102条における排気中の放射性物質の濃度の監視のほか前条の線量の監視に必要な測定として、別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</p>

		<p>2 放射線管理部長は、周辺監視区域及びその周辺の環境における水、植物、土等の試料を年2回以上採取し、放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>別表第 17 の 2 管理区域等における線量率等の測定</p>
	<p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>(<u>飲食等の禁止</u>) 第114条 2 前項の規定にかかわらず、研究炉制御室内においての飲食についてはこの限りでない。この場合において、放射性物質を経口摂取するおそれをなくすため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 研究炉制御室に立ち入る者は、手足、衣服及び携行物品に 放射能 汚染のないことを確認すること。 (2) 放射線管理部長は、1週間ごとに 研究炉 制御室内の器物の表面密度の測定を行い、又炉室内の空気中における放射性物質の濃度を監視することにより、研究炉制御室内での飲食によって放射性物質を経口摂取するおそれのないことを確認すること。</p>
	<p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する行為（事業所外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第 12 号又は第 13 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬) 第28条 研究炉の運転等によって発生した核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。)の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものを含む。)<u>について運搬を担当する部及び室の長(以下「運搬担当部室長」という。)</u>は、炉規則第12条による措置を講じなければならない。 2 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。 3 運搬を担当する部員及び室員(以下、運搬担当部室員という。)は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、運搬担当部室長、中央管理室長、研究炉部長、放射線管理部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。 4 前項の報告を受けた中央管理室長は、研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬) 第65条 臨界装置の運転等によって発生した核燃料物質によって汚染された物(放射性廃棄物を除く。)の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)<u>について、運搬担当部室長は、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</u> 2 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。 3 運搬担当部室員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、運搬担当部室長、中央管理室長、臨界装置部長、放射線管理部長及び臨界装置主任技術</p>

		<p>者に報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた中央管理室長は、臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>
	<p>7. 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第 13 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>該当無し</p>
	<p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成 20・04・21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA・111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分等を明確にするため、第 13 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p> <p>第96条の2 放射性廃棄物処理部長は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、廃油、プラスチック等（以下「資材等」と言う。）であって、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」と言う。）として廃棄または資源として有効利用しようとする場合に必要な以下の事項を定める。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲</p> <p>(2) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等</p> <p>イ. 使用履歴の記録等による判断方法</p> <p>ロ. 使用履歴、設置状況の記録等が適切に管理されていない資材等についての判断方法</p> <p>ハ. 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</p> <p>ニ. 念のための放射線測定に係る事項</p> <p>(3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置</p> <p>2 「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄または資材として有効利用しようとする者は、前項で定めた事項に基づき実施計画を立て、放射線管理部長及び放射性廃棄物処理部長の承認を得なければならない。</p> <p>3 主任技術者及び放射線取扱主任者は前 2 項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p>
	<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>（異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止）</p> <p>第38条 当直運転主任又は制御台操作員は、研究炉の運転中に、運転の継続により人体に対する障害又は機器に対する重大な損傷を引き起こすおそれがあると認めるときは、直ちに研究炉の運転を確実に停止し、異常の拡大防止に努めるとともに、中央管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 第1項の異常の拡大防止にあつては、原則として次の各号に掲げる事項を行うものとする。</p>

		<p>(1) 原子炉建屋内に汚染が発生した場合には、通常排気系の運転を停止し、水封操作を行い、放射性物質が環境へ移行するのを抑制すること。</p> <p>(2) 1次冷却水の漏水が発生した場合には、主閉鎖弁を閉止する等の操作により漏水を止めるとともに、炉心の冠水が失われるおそれのある場合には、高架水槽緊急注水系及び各種の給水系により冠水を確保すること。</p> <p>(3) 重水系に漏水が発生した場合には、原則として貯槽タンクにドレインすること。</p> <p>(4) 原子炉建屋内の空気汚染が発生した場合には、建屋内での応急処置を必要最小限に留め、建屋外に退避すること。</p> <p>(5) 危険時には、炉規則第17条に定める応急の措置をとること。</p> <p>(監視の結果の報告及び異常の場合の処置)</p> <p>第120条 放射線管理部長は、管理区域内の線量等、周辺監視区域外における線量、及び周辺の環境に関する放射線の監視の結果を、定期的に主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 主任技術者及び放射線取扱主任者は前項の報告を受けた場合、放射線障害の防止上支障のないことを確認しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項の監視の結果に異常を認めた場合には、応急の処置をとるとともに、直ちに主任技術者、放射線取扱主任者及び中央管理室長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は前項の報告を受けたときは、異常の原因調査及び処置を行うとともに、所長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>(汚染の除去)</p> <p>第122条 放射線管理部長は、管理区域内の人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が炉規則第7条第1号ハに定める表面密度限度を超えた場合には、汚染の除去のための処置をしなければならない。</p>
<p>十 放射線測定器の管理及び放射線の測定方法に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能維持の方法については、施設全体での管理方法の一部等として、第17号における施設管理に関する事項と併せて定められているもよい。</p>	<p>別表第15の2 研究炉に係る機器 別表第16の2 臨界装置に係る機器 別表第16の3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器 別表第17 放射線管理用機器 別表第17の2 管理区域等における線量率等の測定</p>
<p>十一 放射線の利用に係る保安に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第11号 放射線利用に係る保安</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第48条 研究炉を使用して実験を行おうとする者及び第46条の特性測定、機器</p>



	<p>1. 試験研究用等原子炉施設における放射線の利用に係る保安に関して、利用の目的、方法等の事項が定められていること。</p>	<p>の調整又は検査のために運転を必要とする研究炉部長は、利用の目的、方法等の事項が記載された KUR 実験記録等の使用申込書を提出し、所長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可には、安全のため必要な使用上の制限条件を付することができる。</p> <p>3 所長は、第1項の許可を与えるに当たっては、安全委員会の安全審査を経なければならない。ただし、当該使用に係る実験が既に安全に実施された実験と比較して、より安全であるか、又は極めて類似した条件の実験であると研究炉主任技術者が認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第 12 号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等</p> <p>1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しない措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p>	<p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第23条 研究炉部長は、研究炉用燃料要素を別表第3に掲げる貯蔵場所において、容器又はラックに格納して貯蔵しなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、燃料要素を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 使用済燃料プール室プール内又は使用済燃料室プール内に貯蔵するときは、常にその水位を基準点から、それぞれ、下方 55 cm 以内、下方 20 cm 以内にあるように保つこと。</p> <p>(2) プール水の導電率を 10 <math>\mu</math> S/cm 以下に保つこと。</p> <p>(3) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(5) 核燃料物質の種類及び数量が許可された範囲を超えないようにすること。</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第25条 研究炉用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものを含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員が、管理班の班員(以下「管理班員」という。)及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量当量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの管理班員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>

		<p>(燃料要素及び燃料集合体の保管)</p> <p>第62条 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体の保管に関し、臨界装置燃料室燃料貯蔵棚又は炉心において行わなければならない。ただし、臨界装置主任技術者が確認の上、燃料室机上を仮置き場所とすることができる。</p> <p>2 臨界装置燃料室燃料貯蔵棚の専用保管庫並びに燃料室机上において仮置きする場合、固体減速架台用燃料要素は 10 枚、軽水減速架台用燃料要素は 5 枚以下とする。ただし、軽水減速架台用燃料要素のうち彎曲型燃料板については 10 枚以下とする。この場合、それぞれの燃料要素を混載してはならない。</p> <p>3 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(2) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(3) 非選択架台炉心においては、燃料要素又は燃料集合体を移動しないこと。ただし、軽水減速架台に限り、ダンプ弁“開”の条件の下で、臨界装置主任技術者又はその指定した者の立会のもとに燃料要素又は燃料集合体を移動することができる。</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第64条 臨界装置用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員は、臨界装置部員及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの臨界装置部員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>
	<p>2. 新燃料及び使用済燃料の事業所の外への運搬に関する行為(事業所外での運搬中に関するものを除く。)に関することが定められていること。なお、</p>	<p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第25条 研究炉用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るもの</p>

	<p>この事項は、第9号又は第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>も含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員が、管理班の班員(以下「管理班員」という。)及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの管理班員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第64条 臨界装置用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員は、臨界装置部員及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの臨界装置部員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>
<p>十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第13号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p>	<p>(保管廃棄)</p> <p>第99条 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物を保管廃棄しようとするときは、その放射性廃棄物に係る次の各号に掲げる事項を記載した放射性廃棄物記録票を廃棄物容器等に添付して、固形廃棄物倉庫に格納しなければならない。</p> <p>(1) 種類</p>

		<p>(2) 放射性物質の数量  (3) 形状  (4) 包装  (5) 表面及び 1 m における線量率  (6) 総重量  (7) 日時  (8) 別表第30のヲ又は別表第31のへに基づき記録された内容と照合できるような整理番号  (9)その他、主任技術者又は放射線取扱主任者の必要と認める事項</p> <p>2 前項の作業においては、放射線管理部長は放射線管理部員を立ち合わせ、作業員の放射線安全を確認しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物が竜巻等により倉庫外に飛散しない措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の作業若しくは固形廃棄物倉庫内での廃棄物の配置変更のつど、周辺監視区域境界での空気カーマが年間 50 <math>\mu</math> Gy を超えないことを確認しなければならない。</p>
	<p>2. 放射性液体廃棄物の固化等処理及び放射性廃棄物の事業所外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p>	<p>（放射性廃棄物の処理）</p> <p>第98条 放射性廃棄物処理部長は、前条第2項の規定により収集した放射性廃棄物及び放射性廃棄物処理施設の廃液貯留槽に移送された液体状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて次の各号に掲げる処理又は処置をしなければならない。</p> <p>(1) 液体状の放射性廃棄物に関しては、蒸発濃縮処理、イオン交換処理、凝集沈殿処理、減衰、希釈、その他当該液体中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させる処置</p> <p>(2) 固体状の放射性廃棄物（前号の処理で生じた物を含む。次号において同じ。）に関しては、減容、容器に封入、固化又は減衰</p> <p>(3) 蒸発濃縮液及びスラッジ状の放射性廃棄物に関しては、容器に封入、固化又は減衰</p> <p>(4) 容器に密封された気体状の放射性廃棄物に関しては、減衰</p> <p>(5) 廃液貯留槽内及び処理工場内の液体状の放射性廃棄物に関して管理区域外に漏えいさせない処置をとる。なお液体状の廃棄物総量は、廃液貯留槽内においては 30m<sup>3</sup> 以下、処理工場内においては 26m<sup>3</sup> 以下で管理する。</p> <p>2 放射性廃棄物処理部長は、臨界装置の廃液タンクに移送された液体状の放射性廃棄物の廃棄について、その性状等に応じて減衰、希釈、その他当該液体中の放射性物質濃度をできるだけ低下させる処置をしなければならない。</p> <p>（放射性廃棄物の収集）</p> <p>第97条 放射線管理部長は、前条の規定により必要な措置がとられた放射性廃棄物の、放射性廃棄物処理場又は第 1、第 2 固形廃棄物倉庫（以下「固形廃棄</p>

		<p>物倉庫」と総称する。)への収集の必要を認めるときは、放射性廃棄物処理部長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物処理部長は、前項の通知を受けたときは、当該放射性廃棄物について前条に定める必要な処置がなされていることを確認のうえ、遅滞なく放射性廃棄物処理場又は固形廃棄物倉庫に収集しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の<u>研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)</u>について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物処理部員は、放射性廃棄物の運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、付近の交通を遮断する等の応急の措置を講じるとともに、放射性廃棄物処理部長、中央管理室長、放射線管理部長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた中央管理室長は、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>
	<p>3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性廃棄物の収集) 第97条 3 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の<u>研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)</u>について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p>
	<p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>(排水) 第101条 放射性廃棄物処理部長は、第98条に規定する処理を終わって監視貯留槽若しくは臨界装置の廃液タンクに貯留された処理済廃水を廃棄しようとするときは、その都度、排水口における排水中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第7号に定める濃度限度以下となるように放流計画をたて、放射線取扱主任者の承認を得たのち、排水しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、ALARA の精神に則り、排水を管理しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、別表第16の4に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>4 主任技術者及び放射線取扱主任者は、前3項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p>
	<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>(排気) 第102条 放射性廃棄物処理部長は、気体状の放射性廃棄物の廃棄に当たっては、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第4号に定める濃度限度以下となるように必要な処置をしなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、ALARA の精神に則り、排気を管理しなければならない。</p>

		<p>3 放射線管理部長は、別表第16の4に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>4 主任技術者及び放射線取扱主任者は、前3項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p>
	<p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p>	<p>（研究所周辺の環境に関する測定）</p> <p>第119条 放射線管理部長は第101条における排水中、及び第102条における排気中の放射性物質の濃度の監視のほかに前条の線量の監視に必要な測定として、別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、周辺監視区域及びその周辺の環境における水、植物、土等の試料を年2回以上採取し、放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>（監視の結果の報告及び異常の場合の処置）</p> <p>第120条 放射線管理部長は、管理区域内の線量等、周辺監視区域外における線量、及び周辺の環境に関する放射線の監視の結果を、定期的に主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>2 主任技術者及び放射線取扱主任者は前項の報告を受けた場合、放射線障害の防止上支障のないことを確認しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項の監視の結果に異常を認めた場合には、応急の処置をとるとともに、直ちに主任技術者、放射線取扱主任者及び中央管理室長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は前項の報告を受けたときは、異常の原因調査及び処置を行うとともに、所長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p>
	<p>7. ALARA の精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>（排水）</p> <p>第101条</p> <p>2 放射線管理部長は、ALARA の精神に則り、排水を管理しなければならない。</p> <p>（排気）</p> <p>第102条</p> <p>2 放射線管理部長は、ALARA の精神に則り、排気を管理しなければならない。</p>
<p>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第14号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>（緊急時の措置）</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合（設計基準事故を超える事故を含む。）（以下「緊急時」という。）には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置し、その後の措置は原子力事業者防災業務計画によらなければならない。</p>
	<p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>（保安指示書）</p> <p>第17条 所長は、原子炉施設の点検、運転及び操作、核燃料物質等の取扱い、</p>

		非常の場合に講ずべき処置その他原子炉施設の取扱いについて、この規定に定めるもののほか、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安指示書（以下「保安指示書」という。）を定める。
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報すること（工場等内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。）。が定められていること。	<p>（緊急時の措置）</p> <p>第139条</p> <p>4 所長は、緊急時に見学者も含む 研究所内の全員に対して避難指示等を行うための通報連絡系統をあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>（避難の指示）</p> <p>第146条 第144条の場合において、中央管理室長、各部長、主任技術者又は放射線取扱主任者は、事故の影響が重大であると認めるときは、必要に応じ、当該原子炉施設内及びその周辺にいる者（<u>周辺監視区域内の見学者や外部研究者等を含む。</u>）に対し避難の指示又は警告をするとともに、所長にその旨を報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、研究炉又は臨界装置の当直運転主任も避難の指示又は警告をすることができる。</p>
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	<p>（緊急時の措置）</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合（設計基準事故を超える事故を含む。）（以下「緊急時」という。）には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置し、<u>その後の措置は原子力事業者防災業務計画によらなければならない。</u></p>
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	<p>（緊急時の措置）</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合（設計基準事故を超える事故を含む。）（以下「緊急時」という。）には、緊急事態の宣言を発するとともに、<u>緊急対策本部を設置し、その後の措置は原子力事業者防災業務計画によらなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、所長は、必要があるときは、第141条に規定する緊急作業団を招集することができる。</p>
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員等は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	<p>（緊急作業における放射線管理）</p> <p>第143条</p> <p>6 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。  (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を<u>学長</u>に書面で申し出た者であること。  (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者については、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。</p>

	<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	<p>（緊急作業における放射線管理） 第143条 2 放射線管理部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくなるように努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）を実施しなければならない。</p>
	<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	<p>（緊急時の措置） 第139条 5 所長は、緊急事態を宣言した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに緊急事態の宣言を解除するものとする。</p>
	<p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	<p>（緊急時のための教育訓練） 第135条 所長は、研究炉部及び臨界装置部の部員その他原子炉施設に関する業務に従事する者に対し、毎年1回以上、非常事態が発生した場合（<u>多量の放射性物質等を放出する事故含む</u>）の処置に関する教育訓練を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。</p>
<p>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第15号 設計想定事象等に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>（運転の当直） 第19条 前条第2項第3号に規定する運転班の業務を交替して行わせるため、研究炉部長は、運転主任を含む運転班の班員3名以上に研究炉の当直運転を命ずるものとする。ただし、出力が1000kWを超える運転を行う場合においては、<u>当直運転を命ぜられた運転主任（以下この章において「当直運転主任」という。）及び当直運転を命ぜられたその他の運転班員（以下この章において「当直運転員」という。）に加え、2名以上の要員（以下「事故対応要員」という。）に設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る研究炉の保全に関する措置を命ずるものとする。</u></p> <p>（物品の持込み） 第50条の3 原子炉室内には不要な物品を持ち込んで서는ならない。 2 原子炉室内に可燃性物品を持ち込む必要がある者は、持ち込む可燃性物品について研究炉部長に届け出なければならない。ただし、可燃性物品を原子炉室内に放置することなく、直ちに持ち出す場合はこの限りではない。 3 前項の可燃性物品を原子炉室内に持ち込む場合であって、保安指示書に定めるところの制限を逸脱するおそれのある場合は、火災影響低減のために必要な措置について記入した KUR 可燃性物品持込許可願を予め提出し、研究炉部長の許可を得なければならない。 4 前項の許可には、安全のため必要な使用上の制限条件を付することができる。 5 研究炉部長は、原子炉室内に持ち込まれた可燃性物品を適切に管理しなければならない。</p> <p>（物品の持込み）</p>



	<p>ロ 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるもの（以下「多量の放射性物質等を放出する事故」という。）当該事故の拡大を防止するために必要な措置に関すること。</p>	<p>第93条の2 臨界装置部長又は放射線管理部長は、臨界装置の炉室内に不正に易燃性物品が持ち込まれることを防止するため、炉室入室前に持込み物品の確認を行う。</p> <p>2 臨界装置部長又は放射線管理部長は、炉室内に持ち込まれた易燃性物品を適切に管理しなければならない。</p> <p>3 臨界装置部長又は放射線管理部長は、炉室内に持ち込まれた易燃性物品の使用が終了したのちは、速やかに当該物品を炉室外に持ち出さなければならない。</p> <p>（火災の場合の処置）</p> <p>第147条 中央管理室長は、原子炉施設内に火災が発生したとき、又は原子炉施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼防止の処置を所員に指示し、直ちに消防署に通報するとともに、所長に報告しなければならない。なお、研究炉又は臨界装置の運転中であつては、当該当直運転主任にも報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた所長は、直ちに、所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>3 第1項の報告を受けた当直運転主任は、直ちに研究炉及び臨界装置を停止するとともに、その旨を中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は、第1項の消火又は延焼防止の処置を指示するに当たっては、汚染の拡大等二次災害を防止する観点からの確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、各部長又は当該主任技術者等も、この指示をすることができる。</p> <p>5 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止エリアを定め、管理を行い、予防散水のための手順を定めなければならない。</p> <p>（多量の放射性物質等を放出する事故への応急対応）</p> <p>第149条の2 第144条に規定する事故、第147条に規定する火災、第148条に規定する地震あるいは第149条に規定するその他の天災地変等が発生し、研究炉の高出力運転中あるいは高出力運転の停止直後に、炉心タンク水位が有意に低下する等、冠水維持機能の喪失が発生し、多量の放射性物質等を放出する事故に至るおそれがある場合、該当条項に規定する報告及び処置に加えて、保安指示書に定める手順に従って、研究炉部長は、研究炉が運転中であつては直ちに運転を中止するとともに、各種の給水設備のうち使用可能な設備を用いた給水を行い、冠水維持に努める。また、放射線管理部長は、原子炉建屋内外の放射線量の監視を行う。なお、第139条における緊急対策本部設置及び緊急作業団招集後は、これらの作業は緊急対策本部の指示のもと、緊急作業団が実施する。</p> <p>2 前項における給水は、水位を監視しながら実施することを基本とするが、水位が監視できない場合は、炉心温度や炉頂の空間線量率などの他の原子炉パラ</p>
--	---	---

	<p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、毎年1回以上定期的に実施すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p>	<p>メータを監視しながら、適切な水位を維持するように給水を実施する。</p> <p>3 前2項による給水を行っても、冠水維持ができないおそれがある場合には、必要に応じて、炉心タンクへの給水をタンク上部の散水ノズルからの散水に切り替える。</p> <p>4 研究炉部長は、前3項における給水あるいは散水のために必要な水源、動力源をあらかじめ確保しておかなければならない。</p> <p>5 第1項において、研究炉の粗調整用制御棒が全て炉心に挿入できず、炉を停止できない場合は、以下の各号のうち必要な措置を行う。</p> <p>(1) ホウ酸(粉末)あるいはホウ酸水を炉頂から炉心タンク内へ投入する。</p> <p>(2) 炉心から反射体要素を引き抜く。</p> <p>(3) 粗調整用制御棒の修復を試みる。</p> <p>(4) その他、負の反応度効果が生じる措置を講ずる。</p> <p>(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止)</p> <p>第149条の3 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合あるいはそのおそれがある場合、保安指示書に定める手順に従って、研究炉部長及び放射線管理部長は以下の各号の拡大防止策をとる。なお、第139条における緊急対策本部設置及び緊急作業団招集後は、これらの作業は緊急対策本部の指示のもと、緊急作業団が実施する。</p> <p>(1) 一せい放送等により原子炉建屋内にいる事故対策要員以外の人員の退避を指示する。</p> <p>(2) 原子炉建屋内外の放射線量の上昇がみられる場合は、原子炉建屋の換気を停止するとともに、水封操作を行う。</p> <p>(3) 放射性物質の原子炉建屋内への拡散を抑制するために、炉頂のトッピンールド部全体をシート等で覆うなどの放射性物質の拡散抑制策を施す。この際、作業者の被ばく防護のために、防護機材を装着する。</p> <p>2 炉心(生体遮蔽)や原子炉建屋等の損傷の可能性のある大規模損壊に対しては、利用可能な手段による炉心への給水あるいは散水を試みるとともに、放射線モニタリングを行い、燃料損傷の状況を推定するとともに、敷地外への放射性物質放出による影響を調査し、住民の安全確保のために必要な情報を発信する。</p> <p>(緊急時のための教育訓練)</p> <p>第135条 所長は、研究炉部及び臨界装置部の部員その他原子炉施設に関する業務に従事する者に対し、毎年1回以上、非常事態が発生した場合(多量の放射性物質等を放出する事故含む)の処置に関する教育訓練を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。</p> <p>(機器の管理)</p> <p>第50条の4 研究炉部長、放射線管理部長又は中央管理室長は、別表第15の2</p>
--	--	---

	<p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>に定める研究炉に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>(機器の管理)  第93条の3 臨界装置部長、中央管理室長又は放射線管理部長は、別表第16の2に定める臨界装置に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>別表第15の2 研究炉に係る機器  別表第16の2 臨界装置に係る機器</p> <p>(緊急時の措置)  第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合（設計基準事故を超える事故を含む。）（以下「緊急時」という。）には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置し、<u>その後の措置は原子力事業者防災業務計画によらなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、所長は、必要があるときは、第141条に規定する緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 所長は、緊急時に必要な資機材をあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>4 所長は、緊急時に見学者も含む 研究所内の全員に対して避難指示等を行うための通報連絡系統をあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急事態を宣言した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに緊急事態の宣言を解除するものとする。</p> <p>(緊急対策本部)  第140条 緊急対策本部は、緊急時において、通報及び連絡、被害の拡大防止、放射線量測定、避難誘導、救難・救助、医療活動、消火活動等の応急対策及び復旧対策の方針を定め、各部及び各室等又は次条に規定する緊急作業団に対して応急対策及び復旧対策の実施に必要な指示を行う。</p> <p>2 緊急対策本部は、所長を本部長とし、安全委員会の委員その他所長が必要と認めて委嘱した者を本部長として組織する。</p> <p>3 本部長は、緊急時における統括責任者として本部員を指揮する。</p> <p>4 本部員は、本部長の指揮を受けて緊急事態の収拾に当たる。</p> <p>(緊急作業団)  第141条 緊急作業団は、緊急時において、緊急対策本部の指示する応急対策</p>
--	--	---

		<p>及び復旧対策を行う。</p> <p>2 緊急作業団は、中央管理室長を団長とし、所員のうちからあらかじめ所長が指名した者を団員として組織する。</p> <p>(多量の放射性物質等を放出する事故への応急対応)</p> <p>第149条の2 第144条に規定する事故、第147条に規定する火災、第148条に規定する地震あるいは第149条に規定するその他の天災地変等が発生し、研究炉の高出力運転中あるいは高出力運転の停止直後に、炉心タンク水位が有意に低下する等、冠水維持機能の喪失が発生し、多量の放射性物質等を放出する事故に至るおそれがある場合、該当条項に規定する報告及び処置に加えて、保安指示書に定める手順に従って、研究炉部長は、研究炉が運転中であっては直ちに運転を中止するとともに、各種の給水設備のうち使用可能な設備を用いた給水を行い、冠水維持に努める。また、放射線管理部長は、原子炉建屋内外の放射線量の監視を行う。なお、第139条における緊急対策本部設置及び緊急作業団招集後は、これらの作業は緊急対策本部の指示のもと、緊急作業団が実施する。</p> <p>2 前項における給水は、水位を監視しながら実施することを基本とするが、水位が監視できない場合は、炉心温度や炉頂の空間線量率などの他の原子炉パラメータを監視しながら、適切な水位を維持するように給水を実施する。</p> <p>3 前2項による給水を行っても、冠水維持ができないおそれがある場合には、必要に応じて、炉心タンクへの給水をタンク上部の散水ノズルからの散水に切り替える。</p> <p>4 研究炉部長は、前3項における給水あるいは散水のために必要な水源、動力源をあらかじめ確保しておかなければならない。</p> <p>5 第1項において、研究炉の粗調整用制御棒が全て炉心に挿入できず、炉を停止できない場合は、以下の各号のうち必要な措置を行う。</p> <p>(1) ホウ酸(粉末)あるいはホウ酸水を炉頂から炉心タンク内へ投入する。</p> <p>(2) 炉心から反射体要素を引き抜く。</p> <p>(3) 粗調整用制御棒の修復を試みる。</p> <p>(4) その他、負の反応度効果が生じる措置を講ずる。</p>
<p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第16号 記録及び報告</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p>	<p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第166条 所長は、品質マネジメント計画書に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の方法を、各部室長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメント文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、廃止文書に関して必要な管理</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の明確化</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムに必要な記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関して必要な管理</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な記録の明確化</p>

		2 各部室長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。
	2. 試験炉規則第6条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	<p>(炉規則第6条に基づく記録)</p> <p>第167条 炉規則第6条に基づく記録に関しては、記録すべき事項、記録の名称、記録の頻度、保存期間及び保存責任者を別表第25から別表第38までに記載したように定める。</p> <p>(1) 施設管理に係る記録（別表第25）</p> <p>(2) 研究炉の運転及び点検の記録（別表第26）</p> <p>(3) 臨界装置の運転及び点検の記録（別表第27）</p> <p>(4) 核燃料物質の記録（別表第28）</p> <p>(5) 重水の記録（別表第29）</p> <p>(6) 研究炉に関する放射線管理の記録（別表第30）</p> <p>(7) 臨界装置に関する放射線管理の記録（別表第31）</p> <p>(8) (削除)</p> <p>(9) 原子炉施設における使用記録（別表第33）</p> <p>(10) 原子炉施設の事故記録（別表第34）</p> <p>(11) 気象記録（別表第35）</p> <p>(12) 教育訓練記録（別表第36）</p> <p>(13) 定期的な評価の結果（別表第37）</p> <p>(14) 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（別表第38）</p>
	3. 事業所長及び試験研究用等原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	<p>(事故の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 原子炉施設内外において、研究炉、臨界装置その他の原子炉施設の異常や事故を引き起こした者又は発見した者は、直ちに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。ここで事故とは炉規則第16条の14第1号から第12号に定める事象やそれに準ずる事象を含む。なお、研究炉又は臨界装置の運転中であっては、当該当直運転主任にも直ちに報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた中央管理室長は、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長に報告し、各部長に連絡しなければならない。</p>
	4. 特に、試験炉規則第16条の14各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が定められていること。	<p>(事故の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 原子炉施設内外において、研究炉、臨界装置その他の原子炉施設の異常や事故を引き起こした者又は発見した者は、直ちに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。ここで事故とは炉規則第16条の14第1号から第12号に定める事象やそれに準ずる事象を含む。なお、研究炉又は臨界装置の運転中であっては、当該当直運転主任にも直ちに報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた中央管理室長は、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長に報告し、各部長に連絡しな</p>

		<p>なければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた所長は、直ちに所定の機関に通報するとともに、<u>学長に報告しなければならない。</u></p> <p>4 前項の報告を受けた学長は、事故が炉規則第16の14第1号から第12号に定める報告事象である場合は、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会へ報告しなければならない。</p>
	<p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>(事故の報告及び応急措置)</p> <p>第144条 原子炉施設内外において、研究炉、臨界装置その他の原子炉施設の異常や事故を引き起こした者又は発見した者は、直ちに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。ここで事故とは炉規則第16条の14第1号から第12号に定める事象やそれに準ずる事象を含む。なお、研究炉又は臨界装置の運転中にあつては、当該当直運転主任にも直ちに報告しなければならない。</p>
<p>十七 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17号 試験研究用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理の方針、施設管理の目標及び施設管理実施計画の策定、施設管理に係る活動の実施並びにこれらに関する評価・改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。</p>	<p>(施設管理方針の策定)</p> <p>第150条 所長は、原子炉ごとに施設管理方針を定めなければならない。</p> <p>2 第155条の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを施設管理方針に反映させなければならない。</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第150条の2 各部長は、原子炉施設について、前条の施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を得なければならない。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>2 前項のうち、重要度の高い設備・機器については、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第150条の3 各部長は、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 原子炉施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を</p>

		<p>含む。)に関すること。  <u>(8) 原子炉の施設管理に関する記録に関すること。</u></p> <p>(保全活動の実施)  <u>第150条の4 各部長は、原子炉施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</u></p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)  <u>第150条の5 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画は次の期間ごとに評価し、改善しなければならない。</u>  <u>(1) 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間</u>  <u>(2) 施設管理計画実施計画にあつては、第150条の3(1)に規定する期間</u></p>
	<p>2. 試験研究用等原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原規規発第1911131号(令和元年11月13日原子力規制委員会決定))を参考とし、試験炉規則第9条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。</p>	<p>(原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価の実施に係る措置)  <u>第151条 所長は、炉規則第14条の2及び第9条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等については、次条で定める施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画に従い行うものとする。</u></p> <p>(1) 保安活動に関する評価  イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までに、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。  ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までに、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 経年劣化に関する評価  イ 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、10年間に実施すべき当該原子炉施設についての施設管理に関する方針(以下、「長期施設管理方針」)を策定すること。  ロ 前項の評価及び方針について、10年を超えない期間毎に再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の長期施設管理方針を策定すること。  ハ 前二号の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、長期施設管理方針を変更しなければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の評価に係る業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>(施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画)</p>

		<p>第152条 安全管理本部長は、前条第1項の評価を行う前に、<u>施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画</u>を策定し、所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の実施計画を策定する場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第153条 安全管理本部長は、第151条第1項の各号の評価の結果を所長に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の報告をしようとする場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>(保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第154条 所長は、第151条第1項第1号の保安活動に関する評価の結果を受け、改善を必要と認めた場合には、改善を行わなければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の改善を行う前に、改善計画を策定し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 安全管理本部長は、前項の改善計画の策定に際し、当該主任技術者の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>4 所長は第2項の改善計画が策定された場合は、<u>学長</u>に報告しなければならない。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>5 各部長は、第2項の改善計画に基づいて、改善を実施しなければならない。</p> <p>(経年劣化に関する評価に伴う長期施設管理方針)</p> <p>第155条 所長は、第151条第1項第2号の経年劣化に関する評価の結果に基づき策定された評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>に従い施設管理を実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、評価後10年間の<u>長期施設管理方針</u>について変更が必要となった場合、原子炉施設の安全上問題のないことを条件に<u>長期施設管理方針</u>を変更できるものとする。この場合、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は第1項の<u>長期施設管理方針</u>が策定された場合は、<u>学長</u>に報告しなければならない。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>4 各部長は、第1項の<u>長期施設管理方針</u>に基づいて、原子炉施設の保全のための措置を実施しなければならない。</p>
	<p>3. 運転を開始した日以後 30 年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p>	<p>(原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第151条 所長は、炉規則第14条の2及び第9条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等につい</p>



		<p>ては、次条で定める施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画に従い行うものとする。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までに行い、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までに行い、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 経年劣化に関する評価</p> <p>イ 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、10年間に実施すべき当該原子炉施設についての施設管理に関する方針(以下、「長期施設管理方針」)を策定すること。</p> <p>ロ 前項の評価及び方針について、10年を超えない期間毎に再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の長期施設管理方針を策定すること。</p> <p>ハ 前二号の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、長期施設管理方針を変更しなければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の評価に係る業務を品質管理室長に実施させる。</p>
	<p>4. 試験炉規則第15条第1項第17号に掲げる試験研究用等原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に試験炉規則第9条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p>	
	<p>5. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施にすることが定められていること。なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に参与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>(検査小委員会)</p> <p><u>第6条の2 安全委員会に検査小委員会を置き、検査対象となる施設・設備の保守に関与しない者による独立検査を行う。</u></p> <p><u>2 検査小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</u></p> <p><u>3 所長並びに原子炉施設の保守担当部室及びその上司は、検査小委員会の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p> <p><u>4 独立検査に関係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに研究所の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</u></p>

		<p>(定期事業者検査)  第150条の6 所長は、研究炉及び臨界装置に係る原子炉施設に対して、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期ごとに定期事業者検査を行わなければならない。</p> <p>2 定期事業者検査は第6条の2に規定する検査小委員会が行う。</p> <p>3 検査小委員会は、定期事業者検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、方法及びその他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、当該主任技術者の確認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)  第150条の7 所長は、原子炉施設の設置又は変更の工事を行ったときは、当該施設に対して、使用前事業者検査を行わなければならない。</p> <p>2 使用前事業者検査は第6条の2に規定する検査小委員会が行う。</p> <p>3 検査小委員会は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、方法及びその他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、当該主任技術者の確認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>5 第1項の設置又は工事を行った部長は、試験炉規則第3条の4に定めた使用前確認を要しない場合を除き、使用前確認を受けなければ当該施設を使用してはならない。ただし、原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。</p>
<p>十八 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第18号  試験研究用等原子炉施設の定期的な評価</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価について、「試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、試験炉規則第14条の2に規定された試験研究用等原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>	<p>(原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価の実施に係る措置)  第151条 所長は、炉規則第14条の2及び第9条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等については、次条で定める施設定期評価実施計画及び経年劣化技術的評価実施計画に従い行うものとする。</p> <p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までに、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評</p>

		<p>価について、平成17年2月1日までに、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 経年劣化に関する評価</p> <p>イ 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、10年間に実施すべき当該原子炉施設についての施設管理に関する方針(以下、「長期施設管理方針」)を策定すること。</p> <p>ロ 前項の評価及び方針について、10年を超えない期間毎に再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の長期施設管理方針を策定すること。</p> <p>ハ 前二号の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、長期施設管理方針を変更しなければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の評価に係る業務を品質管理室長に実施させる。</p>
	<p>2. 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関することについては、試験炉規則第14条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	<p>(保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第154条 所長は、第151条第1項第1号の保安活動に関する評価の結果を受け、改善を必要と認めた場合には、改善を行わなければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の改善を行う前に、改善計画を策定し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 安全管理本部長は、前項の改善計画の策定に際し、当該主任技術者の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>4 所長は第2項の改善計画が策定された場合は、<u>学長に報告しなければならない</u>。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>5 各部長は、第2項の改善計画に基づいて、改善を実施しなければならない。</p>
<p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第19号 技術情報の共有</p> <p>1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の試験研究用等原子炉設置者と共有し、自らの試験研究用等原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(技術情報の共有)</p> <p>第158条の2 <u>保守点検を実施した部室長は、保守点検を委託したメーカーなどから保安に関する技術情報を得た場合、品質管理室長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の報告を受けた品質管理室長は、原子炉施設の保安を向上させるために、各管理部室及び他の試験研究用等原子炉設置者に情報を共有しなければならない。</u></p>
<p>二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 試験研究用等原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要事項が定められていること。</p>	<p>(不適合管理)</p> <p>第163条 各部長は、以下の各号に掲げる不適合事象について第2項及び第3項に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 炉規則第16条の14に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p> <p>(3) その他、要求事項を満たしていないと各部長が判断した事象</p> <p>2 各部長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた品質保証責任者は、次の各号に定める事項を行わなければならない。</p>

		<p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理</p> <p>(2) 不適合の<u>内容</u>の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の管理</p> <p>(3) 不適合を除去するための措置を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証</p> <p>(4) 第1項第1号の不適合事象に関する情報のホームページにおける公開</p> <p>4 品質保証責任者は、前2項の内容を所長に報告するとともに、当該部室以外の部室長等に対して周知をしなければならない。</p>
<p>二十一 その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第21号          その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p>	<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第159条の4 所長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項のマネジメントレビューの結果を受けて、次に掲げる事項について決定しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>五 関係法令の順守に関する改善</p> <p>3 所長は、前項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 学長は、マネジメントレビューの結果について所長に報告させ、京都大学として、第三項の事項について必要な措置を講じる。</p>
	<p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第37条第1項の規定に基づき、京都大学複合原子力科学研究所(以下「研究所」という。)における原子炉施設の保安に関する基本事項を定め、研究所における核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。</p>